

調布市情報公開審査会意見書（概要）

1 概要

外環事業に関する市政情報公開請求の過程において、市から事業者に対し市政情報公開請求書の個人情報をマスクングすることなく送付したことにより、事業者に対し、請求者の個人情報が漏えいした（令和3年11月発覚）。市においては、条例で設置の情報公開審査会に報告し、意見をいただき再発防止につなげる。審査会からは令和4年3月7日付けで意見書が市へ提出された。

2 調布市情報公開審査会

会長 草川 健（弁護士）、 副会長 井上 寛（弁護士）、 委員 稲益 和子（弁護士）
（定数5人以内、現員3人）

3 審査会の開催状況

- (1) 令和3年12月27日（一部非公開）
- (2) 令和4年2月4日（非公開）

4 審査会意見書（要旨）

- (1) 請求書の写しを電子メールで送信した理由

令和3年6月10日付けの市政情報公開請求「2021年2月4日～2021年6月10日までの期間に陥没事故等に関する調査・補修のために周辺市道の占用許可等を与えたことについての文書一式」に対して、市は同年6月24日付けで公開決定をし、請求者へ7月6日に文書を公開した。

対象となった令和3年2月4日から同年6月10日までの文書等にトンネル内の調査方法に関する情報が含まれていたが、6月11日以降にその調査方法は変更されていたため、公開した文書の内容と公開時点の現地における状況に齟齬が生じることとなった。そのため、この公開決定時の資料を見た地域住民から、市は事業者の調査方法を把握していないのか等の不安の声が寄せられることとなった。

こうしたことを受け、市として地域住民の不安を払拭するために、「市と事業者の間で情報公開請求の内容と地域住民への情報伝達の内容や時期の差異を確認し合うこと」、「事業者に対して今回の経過を踏まえ住民の不安の声に対して丁寧な説明と対応を促すこと」を目的として、事業者に対し請求書の写しを7月以降に電子メールで送信した。

- (2) その他の調査結果

令和2年4月から令和3年10月までの市に対する市政情報公開請求（全181件）のうち、外部機関へ確認を行った事例が3件あったが、本事案のように請求書そのものを外部機関へ送った事例はなかった。

- (3) 審査会からの意見

ア 市政情報公開請求書の取扱いについて

公開決定を行った請求対象期間の情報と公開時点における状況に齟齬があった結果、地域住民等に混乱を招いたことが発端となり、市と事業者との間で情報公開請求の内容と地域住民への情報伝達の内容や時期の差異を確認する必要があること、また、事業者に対して改めて住民の不安の声に対して丁寧な説明と対応を促すことを目的として、市は事業者に対し請求書の写しを電子メールで送付した等、請求書の写しを送付するようになったという説明には、一定の合理性は認められる。

一方で、事業者に請求書の写しを送ることにより、市や事業者に便益が生じるような特段の事情や、市が恣意的に第三者を害する目的で請求書を送付しなければならない事情は認められない。しかし、外環事業に関する市の立場を考慮しても、請求書の写しをそのまま使用し外部機関へ送付しなければならない必要性までは認められない。

請求書は外部に提供されることが想定されているものではなく、請求者情報が外部に提供されることは市民の情報公開制度に対する信頼を損ねるおそれもあり、制度の趣旨に照らしても不適切。

請求書に請求者の氏名等の個人情報の記載があることは自明のことであり、それらの記載にマスキング処理を施すことなく外部へ送付したことは、個人情報保護に対する意識が極めて希薄であったと言わざるを得ない。情報公開の手續とともに、個人情報の取扱いについて徹底した配慮を求めるもの。

本事案では全部で9枚の請求書を電子メールで送信しており、その状況を上司も全く把握していなかったということは、管理・監督のあり方は不十分と言わざるを得ない。市民の情報を取り扱う公務員としての強い自覚と規律性の高い組織体制の確保を求める。

イ 外部機関への確認方法について

本事案においては、条例第14条の手續（第三者保護）に該当するものではないが、市政情報公開の対象に市以外の外部機関が作成した文書等が含まれる場合の非公開情報の確認方法について具体的な定めがないことには問題がある。

外部機関が作成した文書等が対象となった場合の確認方法について、実際の情報公開事務に沿った指針や規定の整備等、具体的な運用方法を明確化し、組織全体として適正な運用を図る必要がある。今後、本事案と同様の事案が発生することのないよう、市として統一的な手續を定め、再発防止に向けた取組を進めることを求める。

事務手引等の見直し、改善について継続的に取り組むとともに、第一義的には情報公開制度を所管する総務部総務課において、その取扱いを所管部署へ指導・助言するなど、きめ細かな対応を行う必要がある。

ウ 電子メールの取扱いについて

市においては電子メールの取扱いについて詳細な定めがなく、その保存期間や削除方法などは各課で様々。各課ごとの利用可能なメールサーバーの容量も少なく、随時、電子メールを削除しているのが現状であるとのこと。

削除された電子メールについては、すでに組織共用性がなく「市政情報」として取り扱うことはできない。データの復元については、災害時や組織犯罪、市民の生命財産へ重大な危険を及ぼす場合など、事案に応じて判断されるべきものであり、本事案においてはいずれにも該当しないことから、その対象とはならない。

電子メールの取扱いについて市として統一的な運用方法を定めるとともに、メールサーバーの容量の課題のほか、昨今のペーパーレス化の推進とあわせ、時代に即した運用方法への見直し、改善を図る必要がある。

エ 今後に向けて

同様の事案が発生しないよう再発防止に取り組み、情報公開請求における外部機関への確認方法など、運用手引等の見直しのほか、電子メールの取扱いに関する統一的なルールを定めるなど、市民に対する一層の説明責任を果たせるよう必要な取組を求める。

情報公開制度とともに、個人情報の適切な取扱いについて、様々な機会を通じて職員研修の実施や自己研さんに全庁的に取り組み、職員一人一人が公務員としての自覚を強く持ち、より高度な意識のもと適切に職務を遂行されるよう強く要望する。